

I 地方行財政関係

1 地方分権・規制改革の推進

(内閣官房, 内閣府, 総務省, 財務省)

【提案の要旨】

- 1 真の地方自治を実現するため, 更なる地方分権及び規制改革を推進すること。
- 2 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合においては, 地方の意見に十分に配慮すること。
- 3 合併後の市町村の行財政運営及び市町村建設計画が着実に実施されるよう財源措置を確実に講じるとともに, 合併により規模・能力が拡大したことも踏まえ, 基礎自治体に対する権限移譲が促進されるよう移譲の制約となっている法律や制度の見直しを行うこと。

【提案の理由】

真の地方自治を実現するためには, 国と地方公共団体との役割分担を見直したうえで地方公共団体の権限と責任を大幅に拡充することが不可欠であり, 地方公共団体がその役割分担にふさわしい事務事業を自己決定・自己責任のもと実施できるよう, 国から地方公共団体への更なる権限・財源の移譲を進めるとともに, 国が地方公共団体に影響を及ぼす法令を制定・改廃など行う場合において, 地方公共団体の意見を十分に反映できる仕組みが重要である。

また, 基礎自治体が, 住民に身近な行政を自立的に担えるよう, その規模・能力に応じた権限・財源を移譲していくことが不可欠である。

とりわけ, 合併により規模・能力の拡大した市町村が, 地域の総合的な行政主体として, 高度化する行政事務に的確に対処していくためには, 合併市町村等への財政措置をより一層確実なものとする必要がある。

【提案の具体的内容】

1 実効ある地方分権の推進

- (1) 地方公共団体の権限と責任を大幅に拡充し, 基礎自治体と都道府県がそれぞれの役割分担に応じて自主的・自立的な行財政運営を行えるよう法令による必置規制や基準, 手続き上の関与などを廃止・縮小するとともに, 国から地方公共団体への権限移譲を進めていくこと。
- (2) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃, 施策の決定等に当たっては, 地方公共団体の意見を十分に反映できるよう, あらかじめ地方公共団体の意見を十分に聴取しこれを反映させるために有効な手続きを定めた法整備をするなど, 地方分

権の基本理念に即した仕組みを制度的に保障すること。

2 規制改革の推進

法令等による国の民間等に対する許認可などの規制について、その自主的な活動を促し、地方公共団体における民間開放及び住民サービス向上を促進する観点から、規制改革を一層推進すること。

3 市町村合併への支援

- (1) 合併を行った市町村については、合併後の行財政運営や県と市町村が実施する合併支援道路整備などの市町村建設計画事業に支障を来さないよう、合併特例債等の確実な配分、合併算定替の確実な実施、起債償還金の地方交付税措置及び合併市町村補助金の確保など、真に市町村が必要とする財源措置を引き続き確実に講じること。
- (2) 市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治体が、住民に身近な行政サービスやまちづくりに密接に関連する事務事業などを自ら実施できるよう、県から基礎自治体への事務事業の移譲の制約となっている法律や制度の見直しを行うこと。

2 高度情報化の推進

(内閣官房，総務省，農林水産省，国土交通省，警察庁)

【提案の要旨】

- 1 地域情報通信基盤整備に対する支援を拡充すること。
- 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進を支援すること。
- 3 携帯電話不感地域の解消策を充実させること。
- 4 電子自治体を推進すること。
- 5 高度道路交通システム（ITS）を整備促進すること。
- 6 ユビキタス社会を実現するため，新技術の研究開発や地域において先進的なモデル事業を実施するなど諸施策を積極的に推進すること。
- 7 電気通信事業において地域格差が生じないよう適切な対策を講じること。
- 8 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進を図ること。

【提案の理由】

21世紀の活力に満ちた地域づくりを進めるためには，世界的規模で進展するIT革命に適切に対応し，情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し，生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては，「IT新改革戦略」に基づき，条件不利地域におけるインターネットの普及推進などに積極的に取り組んでいるところであるが，携帯電話の不感地域の解消など地理的情報格差の是正をはじめ地域情報化推進を図るため，情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して一層の支援が必要である。

【提案の具体的内容】

- 1 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充
中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため，地方公共団体が行う地域情報化への取組に対する支援措置を拡充すること。
- 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進支援
情報通信格差是正のため，条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を図ること。
- 3 携帯電話不感地域の解消策の充実
携帯電話不感地域解消の促進，事業者の一層の負担軽減を図ること。過疎債等を活用した地方単独事業については，市町村負担全額に対して過疎債充当を認めることも含め，地域の実情に応じて実施できるようにすること。また，携帯電話等エリア整備支援事業の铁塔整備については，補助対象範囲の拡充などにより初期費用の軽減を図ること。さらに，初期費用の軽減のみでは事業者が参入しない地域もあることから，事業者のランニング経費についても一層の負担軽減を図ること。
- 4 電子自治体の推進
行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を図るため，電子申請の利用

に当たって障害となっている法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図るとともに、基盤となる公的個人認証サービスの普及に向けた検討や開発・実証等を引き続き推進すること。また、電子政府・電子自治体の共通基盤であることから、制度が定着するまでの間、国と地方公共団体の応分の負担による運用を行うこと。

5 充実した I T S の整備促進

地方自治体が行う I T S 施設整備について、国による技術指導及び所要の財源の確保を図ること。

6 ユビキタス社会の推進

ユビキタス社会を実現するため、無線等の新技術を活用した研究開発を推進するとともに、地域において I T を活用した先進的な取組が広く展開されるようモデル事業などの充実を図ること。

7 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている通信サービスについて、I T 国家の基盤として、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための施策を講じること。

8 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進

テレビは社会の基幹メディアであることから、国策として行われている地上テレビジョン放送のデジタル化の推進に当たっては、アナログ放送が終了する 2011 年 7 月までに、中山間地域等においても受信不能地域が発生することがないように、国の責任において、放送事業者等に対する必要な指導を行うことも含め、中継局の早期整備や現地調査の確実な実施など十分な対策を講じるとともに、新たな難視聴地域の解消については、国の責任において共同受信施設の整備も含め対応し、住民や地方地自体に負担を求めない方策を講じること。

また、テレビ難視聴地域における NHK 受信用に設置している共同受信施設のデジタル放送対応については、NHK に対して改修整備計画が確実に推進されるよう適切な指導と対策を講じること。併せて、その他の共同受信施設についても、施設改修への支援措置の拡充など、住民や自治体に過大な負担がかからないよう方策を講じること。

さらに、経済的弱者に対する受信機購入等への支援について、対象世帯が「生活保護世帯」から「NHK 受信料全額免除世帯（災害被災者を除く）」に拡大されたことから、対象世帯への情報提供が確実にされるよう効果的な周知広報活動を実施するとともに、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、アナログ放送受信の態様に配慮した機器の給付やアンテナ工事、さらには、ケーブルテレビへの加入についても支援の対象とすること。その際、地方自治体に財政的・人的な負担を求めないこと。

加えて、平成 21 年度から開始することとし、一定の額が予算措置されている「衛星利用による暫定的な難視聴対策」については、安心、安全を含む地域の情報や居住地地域の選挙報道が視聴できなくなることから、安易に衛星による暫定的な措置を行うことなく、地上中継局の整備が 2011 年 7 月までに完了するよう対策を講じることとし、やむを得ず、衛星利用による暫定措置を導入する場合には、緊急・災害情報や政見放送など生活に密着した地域の情報が対象世帯へ提供される手法を検討するとともに、対象となる住民及び地方公共団体にその費用の負担を求めないこと。

3 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定と中山間地域の総合対策の充実強化

(内閣官房, 内閣府, 総務省, 財務省, 文部科学省, 農林水産省, 林野庁, 経済産業省, 国土交通省, 環境省)

【提案の要旨】

- 1 平成21年度末に失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律を制定し, 引き続き総合的な対策を推進すること。
- 2 新たな法律の制定に当たっては, 都市と過疎地域が共に支え合う「共生・互恵」の意義と役割について, 国民的な合意が形成されるよう, 国において積極的な取組を行うとともに, これらの意義と役割を踏まえた過疎対策とすること。
- 3 新たな過疎対策は, 引き続き必要な社会基盤整備のほか, 地域の実情に応じたきめ細かなソフト施策や広域的な機能連携などを重視した総合的な対策とし, そのために必要な財政措置等を講じること。
- 4 新たな法律における地域要件は, 地域の実態を反映した指定とすること。
- 5 国における総合的な中山間地域対策を推進すること。

【提案の理由】

過疎・中山間地域は, 農地, 森林等の資源を多く有し, 食料・水・エネルギーの供給, 二酸化炭素の吸収, 土砂災害の防止, 水源のかん養, 美しい景観の保全などを通じて, 都市住民の生活や産業活動を支えるとともに, 健全な国土の形成に寄与している。

また, 豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり, 訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらすなど, 都市と過疎・中山間地域は, 共に支え合う「共生・互恵」の関係にある。

しかしながら, 過疎・中山間地域の実態は, 若年者をはじめとする人口の流出, 農林水産業の衰退, 耕作放棄地や荒廃森林の急増に加えて, 近年の急激な社会経済情勢の変化により, 集落機能の低下, 医師不足, 生活交通問題, 情報通信格差などの新たな課題が顕在化し, 消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど過疎・中山間地域を支えてきた住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

このため, 新たな法律を制定し, 引き続き総合的な対策を推進する必要がある。また, 市町村合併により行政区域が拡大しているため, 地域の実態を踏まえた地域要件とする必要がある。

また, 国土形成計画の「全国計画」において位置付けられた中山間地域の存在意義を踏まえ, 都市部と中山間地域双方の課題解決を図るため, 都市部の諸課題の解決に向けて都市再生基本方針のもと関係省庁が協力して取り組んでいるものと併せ, 中山間地域の活性化についても国における総合的な施策を推進することが必要である。

【提案の具体的内容】

1 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

(1) 過疎地域の存在意義と役割を明確にした新たな法律の制定

過疎地域の存在意義と果たす役割を踏まえ、過疎地域が健全に維持され、その機能を発揮し続けることが都市を含めた国民全体の安心・安全な生活の実現につながるということについて国民の合意形成を図るとともに、この「共生・互恵」の意義と役割に基づいて、新たな法律を制定すること。

(2) ソフト施策や広域的な機能連携などを重視した総合的な対策の推進

新たな過疎対策は、引き続き真に必要となる社会基盤整備とともに、農地・森林の管理・利用対策、安心・安全な地域生活確保対策、地域資源を活用した産業振興・雇用対策、都市との交流対策を大きな柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策や広域連携対策などの視点を重視した、分権社会にふさわしい地域が主役となった総合的な対策とすること。

(3) 地域の実態を反映した地域指定

地域要件については、市町村合併の進展による行政区域の広域化等を踏まえ、市町村の単位だけでなく、地域の実情を反映すること。

(4) 過疎地域に対する財政措置等の充実強化

新たな過疎対策を推進するために必要な多様な財政需要に対応するため、過疎地域の実情に即した規制緩和や税財政制度の見直し及び過疎債の有効活用など、幅広い観点からの税制、金融、財政措置を講じること。

特に、過疎市町村は、財政基盤が脆弱であり、財源の多くを地方交付税に依存していることから、将来にわたり安定的な行財政運営が確保されるよう、地方交付税の財源調整・財源保障機能を一層充実強化し、財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、産業、医療、交通の分野など市町村単独では対応が困難な課題に対し、隣接する市町村等との広域的な総合対策を行うことができる仕組みと財政措置を講じること。

2 中山間地域の総合対策の充実強化

(1) 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

(2) 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

(3) 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解のもと、一昨年設立された全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民

的な運動として進めること。

(4) 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備，商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

(5) 企業立地の促進策の実施

中山間地域において，魅力ある雇用の場を確保するため，中山間地域に立地する企業に対して，土地，建物，構築物，機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど，中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

(6) 野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年，中山間地域においては，イノシシ，ニホンジカ，カワウなど，野生鳥獣の個体数の著しい増加や分布の拡大による農林水産業，生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり，被害地域も拡大している。

このため，野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため，関係省庁の密接な連携のもと，科学的・計画的な保護管理技術等を確立し，実効性ある被害防止対策を講じること。特に，カワウ等，県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

(7) 農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中，所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに，境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し，今後の所有権と利用・保全のあり方について，早期に検討を進めること。

(8) 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため，環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

(9) 中山間地域等直接支払制度の継続と充実・強化

「食料・農業・農村基本法」において，中山間地域振興の柱として導入された中山間地域等直接支払制度について，平成22年度以降も，自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組がより一層促進されるよう，本制度を継続するとともに，新しい制度設計に当たっては，地域の実情に即し，担い手の育成や集落間の連携促進に繋がる仕組みとするなど，充実・強化を図ること。

4 岩国基地関連対策の推進・充実

(総務省，外務省，財務省，防衛省)

【提案の要旨】

岩国基地に起因する住民の様々な不安が解消されるよう，実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図ること。

【提案の理由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには，基地に起因する米兵犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善する必要がある。

【提案の具体的内容】

1 米兵犯罪防止対策の強化

米軍人等による犯罪を防止するため，米軍人等への再発防止策の徹底，基地外での居住状況の把握・防犯体制の強化，さらに日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

2 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間，早朝や低空での飛行訓練の全面的禁止，住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

3 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について，交付資産の範囲を拡大し，固定資産税相当額を交付するとともに，国有財産価格の評価替えの期間を，固定資産課税台帳価格の評価替え期間と同様の3年ごととすること。

また，調整交付金について，所要の財源措置を図ること。

5 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房, 内閣府, 総務省, 外務省, 文部科学省, 国土交通省)

【提案の要旨】

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決も含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

日韓両国政府間で行われる排他的経済水域の境界画定交渉においても、竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。

2 北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を例えば内閣府に設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組を進めること。

3 国民の領土に対する正しい認識を深めるため、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

4 国境に位置する離島については領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

【提案の理由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島の利用に関する新法の制定など領土権の既成事実化を図ろうとしている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

加えて、全国の小学生、中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは国民世論の喚起の上で、極めて重要であると考えている。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、生活基盤確保のための特別措置が必要である。

6 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、海上保安庁)

【提案の要旨】

- 1 日本海における我が国排他的経済水域から、韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の操業により我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともに、バイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の違反操業を根絶すること。
- 2 日韓暫定水域における日韓による共同の資源管理体制の早期構築を図ること。
- 3 韓国漁船による違反操業や資源悪化により、我が国漁業者が被る不利益への対策を図ること。また、自ら資源回復に取り組む漁業者の経営の安定を支援すること。

【提案の理由】

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

【提案の具体的内容】

- 1 日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じること。
- 2 排他的経済水域の境界線が画定するまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。
- 3 我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。
- 4 新日韓及び新日中漁業協定関連特別基金による対策事業については、平成21年度まで延長されたところであるが、韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具は継続して確認されているため、同事業の期間を延長するとともに、自ら資源回復に取り組む漁業者等への支援を強化すること。

7 国民保護のための体制整備

(内閣官房，厚生労働省，消防庁)

【提案の要旨】

- 1 国民保護に必要な経費については，平時有事を問わず，国の責任で財政的措置を行うこと。
- 2 国民保護訓練の積極的推進と，それに必要な財政的支援と技術的支援を実施すること。
- 3 国民保護について，国民への普及啓発活動を積極的に実施すること。

【提案の理由】

国においては，武力攻撃事態対処法をはじめとする有事関連法が成立し，都道府県においても国民保護計画が完成し，有事に備える基本的な法体制が整った。我が国が武力攻撃事態に至った場合には，国民の理解と協力のもと，国・地方が相互に協力して国民の保護のために対処することが肝要である。

このため，国民保護について，適切に対処措置が実施できるよう，平時の取組に要する経費についても，国が責任をもって措置することを明確にする必要がある。

また，自然災害と違い訓練を通じてのみしか体制づくりやその検証ができないため，訓練を通じた運用面及び組織面での体制づくりが必要である。

【提案の具体的内容】

1 国民保護への財政支援

武力攻撃事態等は，国家全体の問題であり，国として必要なものは負担すべきである。このため，地方公共団体の平時の取組（訓練，事務，調査，資機材整備等）についても，財政的な支援をすること。

2 国民保護訓練の積極的推進とその支援

(1) 共同訓練の積極的推進

国と地方公共団体の共同訓練の積極的推進と訓練への指定（地方）行政機関及び自衛隊などの積極的参加を図ること。

(2) 国民保護訓練への財政的支援

地方公共団体の実施する全ての国民保護訓練について財政的支援を実施すること。

(3) 国民保護訓練への技術的支援

地方公共団体の訓練実施の負担を軽減するための支援と国民保護に従事する職員養成のための専門的研修を実施すること。

3 国民への普及啓発

住民（外国人を含む）が自ら知っておくべき国民保護知識の啓発及び個人防護措置について，情報を提供するなどその普及を図ること。

また，国民保護措置の実施において，住民の自発的協力は，大変重要である。特に，消防団，自主防災組織及び自治会などは主要な役割を果たすことが期待される。このため，国においてもこれら活動に対して，平素から積極的な支援を行うこと。

8 新型インフルエンザ対策の推進

(内閣官房，厚生労働省)

【提案の要旨】

- 1 国家の危機管理として位置付け，必要な対策を実施するための体系的な法整備を行うこと。
- 2 国の危機管理体制の整備を行うこと。
- 3 医療体制の整備を行うこと。
- 4 国民への情報提供を行うこと。
- 5 地方自治体を実施する対策への支援を行うこと。

【提案の理由】

今般，国内で新型インフルエンザが発生し，全国に感染者が拡大していること及び，今後発生が想定される，より病原性の強い新型インフルエンザへの備えは一刻の猶予も許されない緊急事態となっている。については，国の危機管理事項として早急に万全の対策を講じる必要がある。

また，今般の新型インフルエンザにおいて，想定外の感染経路による国内発生であったこと及び弱毒性などウイルスの特性が想定と異なったことから，国及び地方公共団体で対応に混乱を生じる場面があった。今後の強毒性への変異の対応も見据え，国，地方公共団体の役割分担や連携体制について改めて検討が必要である。

加えて，平成21年6月19日に改定された「医療の確保，検疫，学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」については，地方公共団体に何の予告もなく大幅な方針転換がなされたため，地方公共団体や医療機関において混乱が生じた。

【提案の具体的内容】

- 1 新型インフルエンザについては，国民の生命の保護，国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にするため，国家の危機管理として万全の態勢を整備し迅速・的確に対処する必要がある。このため，国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう必要な対策を実施するための体系的な法整備を行うこと。
 - (1) 医療従事者の懸念を払拭する災害救助法に準じた補償制度
 - (2) 集会の自粛，住民の行動制限等
 - (3) 患者受入病床・施設確保及び医師等従事命令等
 - (4) 自動車運転免許に代表される免許・許可等の更新期限延期について，法律改正の実施
- 2 国の危機管理体制の整備を行うこと。
 - (1) 国の統一的な対処組織・各省庁の役割分担の明確化
 - (2) 国・地方公共団体間（対策本部間等）の指揮命令系統や情報伝達ルート of 明確化

3 医療体制の整備を行うこと。

- (1) 全国民分の抗ウイルス薬の備蓄と分配ルートの確立
- (2) 迅速なワクチンの開発，製造と接種対象・接種体制の早期整備
- (3) 迅速に新型インフルエンザが判定できる簡易検査方法の開発と医療機関への供給体制の確立
- (4) 各種の患者発生等調査（サーベイランス）のシステムの整備
- (5) 感染症の研究を行う機関への支援措置など，基礎的・先端的研究を国の責任において実施

4 国民への情報提供

風評被害防止のため，国民への正しい知識の普及に努め，過度に社会経済活動等に悪影響を及ぼさないよう国民に働きかけること。

5 地方自治体を実施する対策への支援を行うこと。

- (1) 地方公共団体において対応できる専門的な人材の養成に対する支援
- (2) 地方公共団体を実施する対策（医師等の確保，感染防護具・人工呼吸器の整備，発熱相談センターや発熱外来機能を有する医療機関の整備等）への財政的支援

6 今般発生した新型インフルエンザが今秋以降猛威をふるうことに備え，今回の対応で国及び地方公共団体等の現場で得られた経験を生かして，地方公共団体とも協議を行いながら検討を進め，よりの確な対策の構築を急ぐこと。

また，ウイルスの特性が変化するなどにより運用指針の見直しを行う場合には，対策の円滑な運用が可能となるよう地方公共団体に事前に情報提供や協議を行うこと。